

平成24年度生駒市土地開発公社第3回臨時理事会会議録

- 1 日 時 平成24年11月13日(火) 午前9時15分～午前9時45分
- 2 場 所 生駒市役所 302会議室
- 3 理事の定数及び現在数 定数 10名以内 現在数 7名
- 4 監事の定数及び現在数 定数 2名以内 現在数 1名
- 5 出席理事 小紫 雅史、稲葉 明彦、中田 好昭、今井 正徳、奥谷 長嗣、吉岡 源裕、
峯島 妙 出席者 7名
- 6 欠席理事 なし
- 7 説明のため出席した職員 事務局次長 増田 剛一、事務局次長補佐 米田 尚起、
影林 洋一、岡田 敬、山田 憲司、伊藤 満美子
- 8 開 会 理事全員の出席により、理事会は成立
- 9 議事録署名理事指名 奥谷理事、峯島理事
- 10 審議事項 協議第1号 東生駒会社寮跡地利活用事業に係る公募型プロポーザルの再実
施について
- 11 審議内容
協議第1号 東生駒会社寮跡地利活用事業に係る公募型プロポーザルの再実施について
質疑応答の結果、承認された。

(主な質疑等)

中田理事： 公募型プロポーザルの現地説明会にはどのような業者が参加したのか。

事務局： マンション業者、薬局、食品スーパー、建設業者等が参加しました。

中田理事： 現地説明会には8者の参加があったのに、なぜ応募がなかったのか。

事務局： 現地説明会の参加者に対して応募しなかった理由は確認していませんが、活断層や焼却灰等の状況について質問書が提出されていました。

中田理事： 応募しなかった理由について、8者に確認をしておいた方が良いでしょう。

事務局： わかりました、確認します。

吉岡理事： 公募型プロポーザルを再実施しても、年内に土地を売却することは難しい。平成25年1月1日現在で土地開発公社が特定土地として当該土地を所有している場合、固定資産税が課税されるのではないかと。

事務局： 課税されます。免除されるかどうかは今後生駒市と協議することになります。

稲葉理事： 平成25年の土地の所有期間に応じて事業者が税金を負担してもらえば良いのではないかと。

吉岡理事： 固定資産税について事業者が負担を求める場合は、プロポーザル実施要領にその旨を記載しておく必要がある。

今井理事： 公募型プロポーザルに応募がなかったため、最低売却価格を下げることも検討しなければならない状況にある。固定資産税の負担を求めるのは難しいのではないかと。

奥谷理事： 焼却灰等について、撤去した後に売却した方が良いでしょう。焼却灰等により土地利用に制約があるため応募がなかったのではないかと。

今井理事： 現在の最低売却価格は焼却灰等の撤去費用を考慮した価格であるため、焼却灰等を撤去してから売却する場合、最低売却価格が上がることになる。現在は焼却灰等を撤去してから売却することは考えていないが、再度公募を実施しても応募がなかった場合、焼却灰等の撤去も含め売却条件等を根本的に検討し直す必要がある。

小紫理事長： 買戻特約の期間が10年間であるために応募がなかったのかもしれない。応募しなかった理由を事業者へ確認し、東生駒会社寮跡地利活用事業候補者選定委員会において条件の緩和を検討したうえで公募型プロポーザルを再実施するのよろしいかと。

各理事： 了承